

新旧対照表

○地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程

新	旧
<p>第1条～第6条 (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5 (略) 第8条～第14条 (略) 附則 1～11 (略) <u>(報酬の特例)</u> 12 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における理事長の給料の月額</u>は、第4条第1号の規定にかかわらず、この規定により定められる額からその100分の20に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料の月額は、この規定に定められる額とする。</p> <p>(1) <u>地域手当及び期末手当</u> (2) <u>退職手当</u> 13 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における副理事長の給料の月額</u>は、第4条第2号の規定にかかわらず、この規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料の月額は、この規定に定められる額とする。</p> <p>(1) <u>地域手当及び期末手当</u> (2) <u>退職手当</u> 附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5 (略) 第8条～第14条 (略) 附則 1～11 (略)</p>